

年内最終チェック

今年も早いもので、あと1ヶ月を切りました。今年新型コロナウイルス感染症に振り回された一年でした。今月は「年内最終チェック」と題して、今年を締めくくるチェック項目をまとめました。ご確認ください。

I コロナ関連支援策 申請期限の確認

年明け早々に新型コロナウイルス感染症関連の支援策が申請期限を迎えます。今一度、自社が申請要件に該当していないか、前年と今年の月別売上高を比較してご確認ください。

申請期限	補助金・助成金	対象期間	売上高の減少要件など	
2021年1月15日	持続化給付金	2020年 1月～12月	1か月 前年同月比	▲50%以上
	家賃支援給付金	2020年 5月～12月	1か月 前年同月比	▲50%以上
連続する3か月 前年同期比			▲30%以上	
2021年2月1日	固定資産税の減免	2020年 2月～10月	連続する3か月 前年同期比	▲30%以上
給与の締日から 2月	雇用調整助成金 コロナ特例	2020年 12月31日まで	1か月 前年同月比	▲5%以上
			(助成率100%、上限額15,000円/日)	

※2020年11月20日現在の情報です。雇用調整助成金などは延長される可能性があります。

II 個人事業主の消費税の課税選択等

個人事業主や不動産オーナーで、例年消費税を納めていない方のうち、来年大きな支払いや設備投資を予定されている場合、支払いに含まれる**消費税の還付を受けるために「課税事業者の選択」をする必要**があります。

消費税を納めない免税事業者は、納税の義務がない代わりに、預り消費税より多く払った場合でも還付は受けられません。ご自身は消費税の納税に関係ないと思っても、あえて課税事業者を選択することにより、還付が受けられますので、来期の設備投資などがある場合、課税事業者の選択を検討しましょう。**消費税の「課税事業者の選択」は、提出後2年間課税事業者となります。2年分の納税シミュレーションが必要です。**

III 個人(個人事業主)の節税

小規模企業共済	個人事業主や小規模企業の経営者のための退職金制度ですが、 掛金は個人所得から全額控除 でき、年末に翌年1年分を前納することが可能です。デメリットは 20年間掛けないと元本割れとなります ので、無理のない範囲の掛金としましょう。
ふるさと納税	厳密には節税ではないですが、 返礼品相当額おトク です。ワンストップ特例や確定申告の手続きを忘れると、せっかくの税額控除が受けられません。ご注意ください。
株式投資含み損の実現	株の売却益、配当収入がある場合、含み損の銘柄を12月中に売り、損失確定すれば、売却益、配当収入と相殺できます。投資判断は自己責任でお願いします。

IV 相続税対策(暦年贈与)

相続税の節税手段である生前贈与ですが、年間で110万円の基礎控除があります。この基礎控除分は、贈与税が非課税となり、毎年1月～12月の間の贈与について適用されます。今年分の非課税枠を使うためには、12月中に贈与を実行してください。**贈与は「贈与の事実」を明確にする必要があります。**

贈与者、受贈者ともに認識しているなど、後日否認されないよう注意してください。

詳しくは、前月分のTAXNEWSをご確認頂くとともに、贈与・相続税対策としてぜひご相談ください。

